

令和4年8月22日から令和4年9月21日にかけて実施していた「地域集会所施設整備等事業補助制度の一部改正について」のパブリック・コメント手続きにおいて以下のとおり1名から1件意見をいただきましたので報告します。

また、いただいた意見要旨及び意見に対する市の考え方は以下の通りです。

	いただいた意見要旨	市の考え方
1	<p>「令和5年度から令和7年度までの3年間に限り補助制度の拡充」をせめて5年間にさせていただきたい。</p> <p>現在公民館建替えについて議論を始めようとしていますが、当自治会は住民世帯が多いため、合意形成に時間がかかる等、また、必要な機能の選定等の時間がかかることが容易に予想できるため、3年ではなく、5年以上の時限措置としていただきたく要望いたします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>増改築・改修に係る補助率、補助限度額の拡充については、既に平成30年度から5年間実施しており、さらに3年間延長するというものです。</p> <p>空調設備の設置・改修を対象に変更、新築に係る補助限度額の変更、完成時概算払い制度の導入等、拡充期間の延長とは別に必要な見直しをしていることから、現時点ではこれ以上の延長は考えておりません。</p>